時事新報

明治廿七年二月二日　金曜日
舊暦癸巳十二月廿七日（乙、亥）
日出午前六時四十二分　日入午後五時八分
月出午前四時十六分　月入午後一時二十九分
滿潮午前二時十六分　午後二時五十七分
（西暦一千八百九十四年）
年始より三十三日　年末まで三百三十二日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

前金●●一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（府下）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價●●●●●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

私設鐵道の許可何ぞ遲々たるや

私設鐵道の請願は昨年來既に五十餘箇處の多きに及び當局者に於て取調中のよしは夙に聞く所なるが許否共に決せざるもの未だ多きが如し鐵道至極と云ふ可し業より鐵道の請願中には鐵道の線路に接近して利害相容れざるものもあらん又は既設線に規定したる豫定線との關係に於て容易に決し難きものもあらん何れも取調を要するものにして一概に許す可らざるは勿論なれども當局者等の事情に關係なき單獨の請願は直に許可して差支なかる可し從來當局者がとかく私設の許可を靳りたる一の原因は我國目下の事情に於て續々鐵道の事業を許すときには世間に融通の資金は忽ち其一方に吸收せられて金融社會に恐慌を見る可しとの掛念ありしが爲めなれども聞く所に據れば過般鐵道會議の委員會にては私設鐵道に對するの方針を議して鐵道事業の許可は日本の經濟上に影響を及ぼすものに非ずとの說に決したるよしなれば當局者も此點に就ては最早や從來の妄想を脫却したることなる可し或は之を許すに就ては營業の利害損益取調の必要あり輕卒に決す可らずと云はんか自から一理あるが如くなれども是れ又一種の妄想たるを免れざるものなり多數の請願中には或は投機射利の考にて實利の如何に拘はらず唯許可を僥倖せんと謀るものもあらんかなれども斯くの如きは一見その情を知るに難からず眞實企業の心ある輩に至りては自から資金を投じて利を收めんとするものなれば計畫に油斷はある可らず利害損益は充分に研究して確かなる見込あればこそ請願に及びたる次第なるに單に席上の議論を以て取調云々などゝは全く入らざる御世話のみか請願者に取りては實に難有迷惑と云はざるを得ず前に記したる如き不都合の事情明白なるものゝ外、取調の必要は絕無と云ふて可なり我輩の敢て保證して當局者の安心を乞ふ所なり抑も彼の鐵道敷設法は不完全の點少なからざるにも拘はらず着々その儘に實行したらんには兎に角に幾分か擴張の目的を達することを得べきなれども議會の有樣を見れば只政治の空論に忙はしく實業の利害は殆んど度外に置くの情態にして敷設法の如きは有れども無きに異ならず本來鐵道の如き國家急要の大事業を今の議會の議決に任ずるとは間違ひの沙汰なれども其法の存する限りは如何ともす可らず矢張り其議決を待たざるを得ず實に堪へ難き次第ならずや然るに日本の人民も最早や議會の顧むに足らざるを悟り官設論の都て空なるを發明したるものか自から鐵道の事業を企てゝ私設の請願續々踵を接するに至りしは此上もなき好機會なれば此好機を外さず颯々と許可して發達の途を開くこそ當局者の機轉なる可きに此場合に臨みて譯もなきに躊躇するとは何事ぞや解す可らざる所なり事柄こそ異なれ彼の各地取引所の許可の如きは政府の英斷として稱贊せざるを得ず多數の取引所の中には大に繁昌するものもあると同時に最初の氣込に反して自から倒るゝものもあらんなれども盛衰興廢は商賣の數にして豫め知る可らず況んや之を許可するに當りて未來の成行を相するが如き到底叶はざることなれば法律の上に差支なきものは速に許して自然の結果を待つの外なきのみ鐵道の敷設と取引所の設置とは事の大小同しからずと雖も兎に角に其事業の損得如何は營金人の自から負擔する所にして他人の關係す可きものに非ず苟も事に害なき以上は其請願を許さゞるの理由ある可らず況んや今の人民決して愚ならず如何なる大事業を企つるも利害は既に自から研究して遺算なきこそなれば机上の容喙を以て傍より掛念するは野暮の譏を免れざる可し我輩は唯當局者の大膽ならんことを祈るのみ

官報

○勅令

朕神官神職服制ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年一月三十一日　內務大臣伯爵　井上馨

勅令第六號

神官神職服制

第一條　神官神職服制ハ別表ノ規定ム
第二條　神官神職ノ制服ハ正服略服及常服トス
第三條　正服ハ大禮ノ場合ニ著用スルモノトス
大禮トハ天皇三后皇太子皇太孫御參拜、勅使奉幣、大祭朝拜、參賀及謁見ヲ云フ
第四條　略服ハ小禮ノ場合ニ著用スルモノトス
小禮トハ每月恒例小祭日拜等ヲ云フ
第五條　常服ハ公式ノ祭祀ニ著用スルモノトス但朝拜、參賀及謁見ヲ除クノ外時宜ニ依リ正服ニ換用スルコトヲ得

附則

第六條　本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

（別表略す）

○外務省令第二號

明治二十六年勅令第百八十七號外交官領事官及書記生任用令第七條第二項ニ依リ公使館書記生及領事館書記生試驗規則左ノ通相定ム

明治二十七年二月一日　外務大臣　陸奧宗光

公使館書記生及領事館書記生試驗規則

第一條　公使館書記生及領事館書記生試驗ヲ受ケント欲スル者ハ試驗期日十日前ニ甲號書式ニ依リ調製シタル出願書及乙號書式ニ依リ調製シタル履歷書竝ニ英文又ハ佛文ヲ以テ記載シタル其譯文及醫師ノ體格檢査ヲ經タル證明書ヲ添ヘ外務省文官普通試驗委員ニ差出スヘシ
前項ノ書類ハ總テ出願人ノ自筆タルヘシ
第二條　公使館書記生及領事館書記生試驗ハ前條ノ書類ニ就キ試驗ヲ受クルニ足ルヘキ者ト試驗委員ニ於テ認メタル者ヲ召集シテ之ヲ行フ
第三條　公使館書記生及領事館書記生試驗ヲ分チテ第一次試驗及第二次試驗トス第一次試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試驗ヲ受クルコトヲ得ス
第四條　第一次試驗ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ
一　往復文　邦文竝ニ第一條ノ譯文ニ用ヰタル外國文
二　外國語　第一條ノ譯文ニ用ヰタル國語
第五條　第二次試驗ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ
一　繕寫　楷、行、草
二　數學　加、減、乘、除、分數、比例
三　簿記　官用簿記
四　會計法及會計規則
五　公使館及領事館費用條例
以上ノ科目ハ試驗ノ際撰擇取捨スルコトヲ得ス
一　歷史　本邦及外國近世史
二　統計　本邦輸出入品及其產地
三　國際公法
四　刑法
五　商法
以上ノ科目ハ受驗者ヲシテ其中ニ就キ豫メ一科目ヲ撰擇セシメ之ヲ試驗ス
第六條　第二次試驗ニ於テ其試驗ヲ受クヘキ科目中ノ一ヲ撰ヒ口述試驗ヲ行フ
第七條　出願人ノ願ニ依リ英語又ハ佛語ノ外他ノ外國語ヲ試驗スルコトアルヘシ
前項ノ試驗ヲ受ケント欲スル者ハ其旨豫メ出願書ニ記載スヘシ
第八條　公使館書記生及領事館書記生試驗ヲ出願スル者ハ手數料トシテ金二圓ヲ納ムヘシ
第九條　試驗合格者ヲ定ムル方法ハ試驗委員ノ議定スル所ニ依ル
試驗合格ノ有效期限ハ公使館書記生又ハ領事館書記生ニ任用セラレタル者ヲ除クノ外六箇月間トス
第十條　本令規定セサルモノハ明治二十六年勅令第二百十三號外交官及領事官試驗規則ニ依ル

（雛形略す）

○外務省令第三號

左ニ揭クル手數料ハ登記印紙ヲ以テ納付スヘシ
一　外交官及領事官試驗手數料
一　公使館書記生及領事館書記生試驗手數料
一　外務省文官普通試驗手數料

明治二十七年二月一日　外務大臣　陸奧宗光

○農商務省告示第二號

明治二十六年(三月)法律第五號取引所法第二條ニ依リ取引所ノ地區今般指定ノ分左ノ如シ

明治二十七年二月一日　農商務大臣子爵　榎本武揚

株式會社　小樽米穀肥料取引所
一小樽郡若竹町、勝納町、入船町、新富町、堺町、川原町、高砂町、土場
町、芝居町、新地町、金[illegible]町、
山上町、有幌町、豐徳町、住ノ
濱町、堺町、住初町、相生町、
富重町、南濱町、北濱町
株式會社　長崎米穀取引所
一長崎市　西彼杵郡上長崎村、
株式會社　[illegible]米穀取引所
一愛知郡□松町
農商務省第二號參照
法律第五號取引所法（明治
第二條　同種ノ件ヲ賣買取引
得但シ其ノ地區ハ農商務大

○第一豫備金支出
明治二十六年度
第三十五回
一金三萬二百圓五十九錢
大坂府及長崎、栃木、三
シテ本行ノ金額第二豫備
リ請求有之本大臣同意
勅裁ヲ得タリ
明治二十七年二

○警視廳告示第二號
品川警察署燒失ニ付荏
十二番地善福寺ヘ同署
明治二十七年二

雜報

○伊太利の一揆
頑着したる諸報を見る
ては入市税に反對して
に放火し監獄を開きて
郵便局及び銀行等を襲
の各地に電報を發し警
して一先づ解散せしむ
るにシ、リー嶋の騷動
方官は早く鎭壓を勉め
受けパレルモ兵營の司
時縣知事に任ぜられ前
くる筈なり本件に付き
を見るに聊か奇怪なる
を以て鎭定すべく六箇
る樣にすべしと受合ひ
々電報を發し事情室に
至りしは悲むべきこと
行わるべからず云々と
リー全嶋に散在する兵
の守兵とを合して殆ん
あり死傷も隨分の數な
見えず叁す無賴の徒を
り云々孰れも十二月三

○米國の所得税
に生ずる歳入の不足は
は先頃より所得税法案
たるものゝ如し即ち一
に付き二分、會社に對
に委員十一名の內一名
税する時は會社より千
弗郡合三千萬弗の歳入
關税を高むることに決
仙なりしが十仙增して
入を增す見込みなりと